別添2－1

菊池市下水道事業経営戦略

団体名	熊本県菊池市
事業名	公共下水道事業
策定日	令和　2　年　　月
計画期間	令和　2　年度　～　令和　11　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年度 (36年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用（令和2年4月）
処理区域内人口密度	28.7人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区(旧菊池市を主な処理区域)		
処理場数	菊池市赤星にある終末処理場「菊池市浄水センター」の1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・最適化については令和2年度に菊池市全域及び他市を含めた終末処理場の最適な数を計画するため委託 共同化については、該当事項がありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料体系は従量制、定額制、人頭制などに大別され、本市の公共下水道事業事業では従量制(上水道のみ使用の場合)を採用しています。(基本料8㎥まで、1㎥増すごとに超過料金加算、 (基本料960円＋1㎥×200円)+税					
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場用(温泉汚水を含む。)については、上記基本料金に1㎥あたり42円+税を加算					
その他の使用料体系の 概要・考え方	井戸水のみ使用の場合：1人の場合(8㎥とし)960円+税、1人増すごとに(5㎥加算)1,000円+税を加算。 上水道と井戸併用の場合：上水道メーターの水量を基本とし井戸水分として1人当たり3㎥を加算する。料金単価は上水道のみ使用と同じ。					
条例上の使用料*2 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,620	円	実質的な使用料*3 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,605 円
	平成30年度	3,620	円		平成30年度	3,631 円
	令和元年度	3,690	円		令和元年度	3,666 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職　員　数	令和2年度については、下水道課職員12名で構成されています。内訳としましては、主に下水道使用料に関することや下水道事業会計の予算決算業務を行う管理係に4名、主に下水道の整備、特に接続に関する業務を行う工務係に4名、施設やMP等の維持管理の業務を行う施設係に2名を配置しており、公共下水道には、会計年度任用職員1名を含む、公共下水道事業から職員4名分を支出。
事 業 運 営 組 織	下水道課職員12名・会計年度任用職員1名のうち、課長1名、課長補佐1名、係長3名、管理係3名、工務係3名、施設係1名、会計年度任用職員1名の構成。 課長 ― 課長補佐 ― 管理係　係長以下4名 課長補佐 ― 工務係　係長以下4名、会計年度任用職員1名 課長補佐 ― 施設係　係長以下2名 うち、公共下水道事業では、4名を配置。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場及びポンプ場の運転管理を民間委託。 使用料に関する業務（メーター検針及び使用料の請求や徴収に関すること等）を民間委託。
	イ 指定管理者制度	現在活用はございません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はございません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	現在活用はございません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	現在活用はございません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

1、経営の健全性・効率性

収益的収支比率	望ましい方向：増加	
指標の説明	総費用と地方債償還金との合計額と総収益とを比較したものを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	単年度の収益収支が100％を超えて比率が高いほど経営状況が良好といえる。	
グラフ及び実績	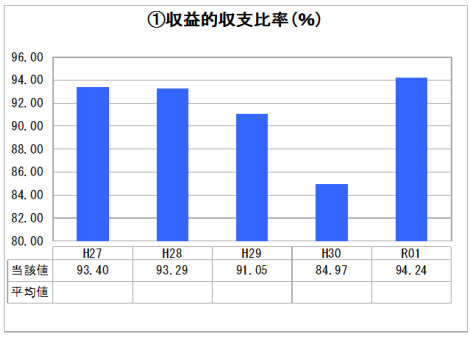 （本市：棒グラフ）	
現状の簡易分析・コメント	令和1年度は90％台を示しており、今後も支出内容の改善および収入の見直し等の改善を図ります。	

※累積欠損金比率、流動比率については数値なし

企業債残高対事業規模比率	望ましい方向：減少	
指標の説明	下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な基準はありません。減少が望ましい	
グラフ及び実績	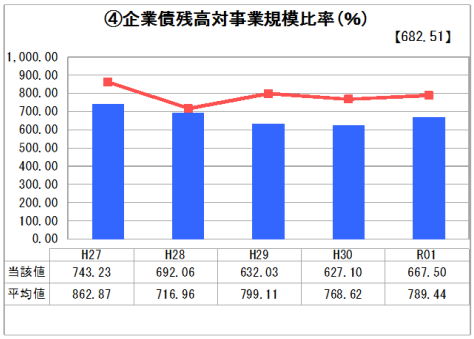 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	企業債残高の減少に伴い、少しずつ減少しています、今後も処理場、管渠の更新を実施する際は、企業債残高と経営状況を考慮し計画します。	

経費回収率	望ましい方向：増加	
指標の説明	下水道使用料で回収すべき経費(汚水処理費)をどの程度賄えているかを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	下水道使用料で回収すべき経費を、すべて下水道使用料で賄えている状況を表す指標であり、「100%以上」であることが必要です。	
グラフ及び実績	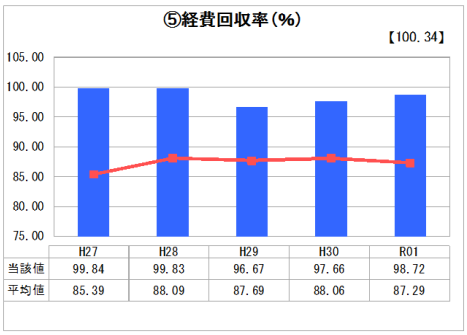 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	H30年度より、少しずつ増加傾向にあります。今後も収入支出の改善を図ります。	

汚水処理原価	望ましい方向：減少	
指標の説明	有収水量（下水道使用料の対象となる水量）1㎥当たりの汚水処理に要した費用を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な基準はありません。減少が望ましい。	
グラフ及び実績	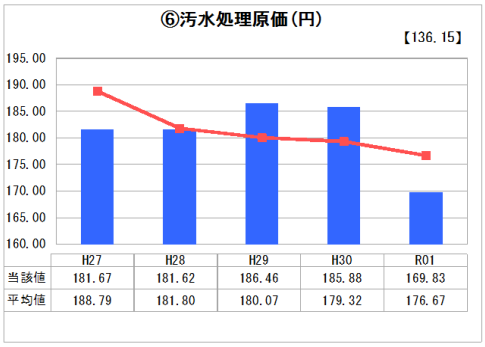 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	管渠、処理場の更新や修繕等の費用の効率的な計画を図ります。	

施設利用率	望ましい方向：増加	
指標の説明	汚水の処理施設が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設状況や適正規模を判断する指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な数値基準はありません。増加が望ましい	
グラフ及び実績	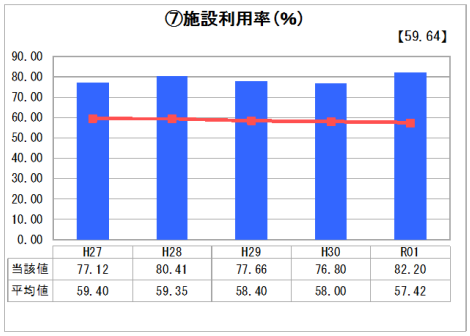 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	70%から80%を推移しており、利用率としては健全な状況です。90%を超えると新たな施設の計画が必要となり、低い利用率は過剰な施設の維持とつながる為、今後も推移を毎年注視します。	

水洗化率	望ましい方向：増加	
指標の説明	処理区域内人口のうち水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	公共用水域の水質保全や、下水道使用料収入の増加などの観点から、「100%」であることが望ましいとされています。	
グラフ及び実績	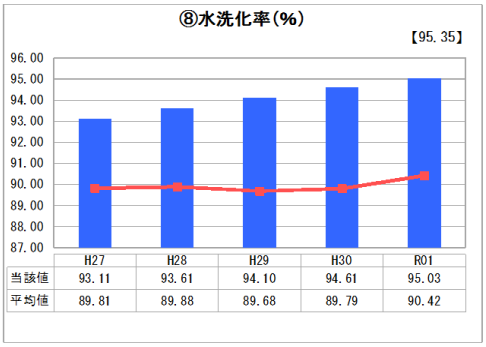 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	少しずつ増加傾向にあります。今後も水洗化率の向上に向け推進します。	

2. 将来の事業環境

（1）処理区域内人口の予測

全国的に人口減少が進んでいる中、菊池市でも人口減少が進んでいます。公共下水道事業の処理区域内についても、令和元年度より減少の傾向です。今後、市全体の人口を考慮すると、将来的にも減少していくものと推測されます。現状としてこれから数年間は、人口流入等により処理区域内人口はほぼ横ばいで推移すると予測します。

■人口の推移　（単位：人）

※各年度の基準日：1月1日　資料：市民課（住民基本台帳）

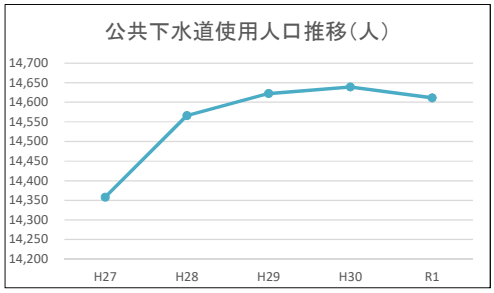

（2）有収水量の予測　※有収水量：下水道使用料徴収の対象となる水量。

有収水量につきましては、水道メーターの使用した水量に対し、汚水流入量（汚水処理量）の対象になった水量です。本市の公共下水道の有収水量については、処理区域内人口が令和元年度より減少傾向です。今後も市全体の人口減少に伴い徐々に減少すると予測できますので、定期的な管渠点検の調査を計画する予定です。

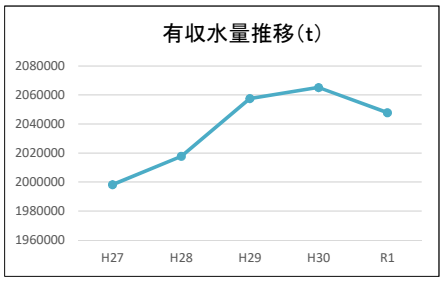

（3）使用料収入の見通し

有収水量や処理区域内人口及び接続率の増加に伴い、今後数年では微増と予測しますが、将来的には区域内の人口減により減少傾向に移行していくものと思われます。（※令和元年度の数値については、公会計移行による打切決算により参考数値）

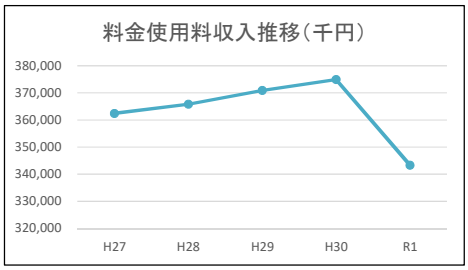

（4）施設の見通し

本市では、平成20年度から処理施設の改築更新事業を実施し、ストックマネジメント計画により現在も継続して改築更新事業を行っています。今後も改築更新を行うことで、施設の延命化を図ります。

【今後の主な施設改築更新予定内容】
（菊池市浄水センター）
○管理棟耐震改築工事
○消化槽耐震改築工事

管渠等についても、耐用年数を迎えることになりますので、今後は計画的に調査、更新を行います。
【今後主な管渠改築工事予定内容】
○水管橋維持工事
○下水道幹線移設工事
○下水道未普及地域管渠布設工事他
○管渠老朽化調査

（5）組織の見通し

令和2年度より企業会計（法の一部適用）を行ったため、H29年度より組織の変更は行っておりません。
将来的には、他部署との組織統合を検討する必要があると考えます。

R2年度

建設部	下水道課	管理係
		工務係
		施設係

※　将来の統合の一つの例　※

建設部	上下水道課（局）	管理係	契約事務、検査等全般
		庶務係	料金等その他庶務全般
		工務第1係	上水配水管等の維持、新設
		工務第2係	下水管渠、浄化槽等の維持、新設
		施設係	配水池、処理場の維持管理

3．経営の基本方針

【基本方針】
菊池市では、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指し、快適で安全・安心な生活の確保を図るため、菊池市下水道事業において、6つの事業による整備や維持管理を行っています。公共下水道については、昭和54年に事業認可を取得し昭和58年に終末処理場（菊池市浄水センター）の一部供用を開始するに至り、現在までに601haの事業計画を得て事業を推進しています。平成30年度末における汚水管渠の整備面積は約539haに達し、整備率にすると約90％となります。またストックマネジメント計画を基に持続的な改築を計画します。
近年は全国的に少子高齢化や人口減少の時代に直面し、下水道事業においても使用料収入の確保や下水道施設の更新、また財政状況の改善が課題となっています。このような状況のなか、本市は住民のニーズや地理的特性を踏まえ、柔軟かつ計画的な経営への取り組みを進めていかなければなりません。
菊池市下水道事業は、令和2年度より一部法適用に会計方式を切り替え下水道施設の適切な整備・維持管理を通じた細やかな下水道サービスの実現と、持続可能な社会インフラ形成に向けた財政基盤の強化との両立を経営の基本的方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別 紙 の と お り

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	処理施設の改築更新事業など、今後も長期間の建設改良費が必要となるため、国庫補金や企業債を最大限に活用し、ストックマネジメント計画に基づき投資の平準化に努めます。

【汚水管渠】
・未普及整備（補助、起債事業、単独事業）
管渠においては、面整備がほぼ完了していることから延伸工事については、単独事業の小規模なものを想定しています。また、今後、老朽化による水管橋の塗装工事や国道325号4車線化に伴い、下水道幹線移設工事を予定しております。
将来発生する管渠の更新については、今回の計画では実施予定がないため見込んでおりませんが、有収率を注視し維持の向上に努めます。
・公共桝設置（単独事業）
新規住宅建設に伴い20基程度の設置を行うことで、今後も水環境、水洗化率の向上の為、積極的な推進をしていきます。

【汚水処理場】
・改築更新（補助事業）
処理場等の改築更新については、ストックマネジメント計画に基づき、管理棟耐震や消化槽耐震の更新など工事を計画しております。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	使用料については、人口ビジョン等による市全体の人口減少が予測できるため、適正な使用料を目指し経営の安定化を図ります。

【収益的収入】
（使用料収入）
使用料については、接続件数の増加等により、数年間は微増と推測しています。しかしながら市全体の人口減少に伴い、将来的には減少傾向に移行していくものと推測できます
今後、使用料の見直しについて検討を行い長期的な視点に基づき財政状況や経営状態を詳細に把握し、適正な使用料を目指します。
（繰入金）
繰入金については、公営企業の原則である独立採算制を基本とする中で、今後は財源不足を起こさないよう繰り入れを行います。当面は基準外の繰り入れも発生するため、支出の経費削減に努めます。

【資本的収入】
（国庫補助金）
処理場改築の更新に、社会資本整備交付金事業による事業費の50％から55％の補助を見込んでいます。
（企業債）
世代間負担の平準化を図るため、また建設事業の財源不足を防ぐため、借入額を償還額内に抑えながら借り入れを実施していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用について、処理施設の維持管理運転業務委託を行っていますが、今後は近隣自治体の状況を参考に本市がどの範囲までの包括的民間委託ができ、また費用対効果がどの程度見込めるのかを検証します。

【職員給与費】	毎年の人事異動、組織変更もあることから、今後も同水準で推移すると見込んでいます。
【動力費】	社会情勢に大きく変動しますが、緩やかに上昇すると見込んでいます。
【薬品費】	現状と同程度で推移すると見込んでいます。
【修繕費】	老朽化による修繕増により上昇を見込んでいます。
【委託費】	主なものは処理場の維持管理業務委託で、委託料の算定には人件費が大きく占めており、今後も人件費単価の上昇を見込んでいます。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	県や近隣市の状況を参考に検討を行いますが、現在の状況としては、処理場の位置や改築更新事業の進捗状況から、広域化・共同化・最適化は難しい状況です。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画により効率的な投資を目指します。 投資の財源として、国庫補助金や企業債を最大限に利用し、単年度における経費の減少を図ります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	取り組み可能な業務について、他の先進事例などを参考にし検討を図ります。
その他の取組	予定がありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業が繰入を行うことは、地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、当該企業の性質上適正な経営を行っても、なおその経営の収入のみをもってあてることが客観的困難である場合に認められるもので、国の繰り出し基準で規定されています。 市民サービスに不可欠な下水道を安定的に維持し続けるには、一般会計からの繰り入れ金に過度に依存せず中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があるため、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があることです。 一般会計からの繰り出しにより経営するということは、下水道の便宜を受けることができる住民とそうでない住民との間に、不公平が生じるなどの問題もあり、使用料の適正化を進めることは財政にも重要なことですので、この事からも最適な使用料となるよう見直しを進めます。
資産活用による収入増加 の取組について	予定がありません。
その他の取組	・下水道使用料収入の確保 公衆衛生の向上、地域の環境保全からも未水洗家屋の所有者等に対し、市広報等による啓発・水洗化促進を進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	業務に関し民間活力等の適用範囲を検証し、経費削減等の効果を含め検討していきます。
職員給与費に関する事項	包括的民間委託等により業務内容に変更が生じた場合、必要に応じて人事担当部局と適正な人員配置について検討します。
動力費に関する事項	設備の更新や最新化を実施することにで、消費電力減少の効果を図り、入札等を実施することにより、今後の電力単価の増大などの対策に努めます。
薬品費に関する事項	該当がありません。
修繕費に関する事項	老朽化の度合いなどを検討して優先順位を決定し、計画的な修繕やストックマネジメント計画に基づいた改築更新を行うことで、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託など民間活用によるコスト削減について検討します。
その他の取組	特になし

５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	進捗管理やPDCAサイクルなどを用いて事後検証行い、5年目に経営戦略の見直しを行っていきます。 見直しの際は、投資試算・財源試算と実績との乖離及びその原因を検証し、将来の予測方法や経営の効率化に向けた取り組み等について、必要な見直しを実施することで事業運営を図ります。 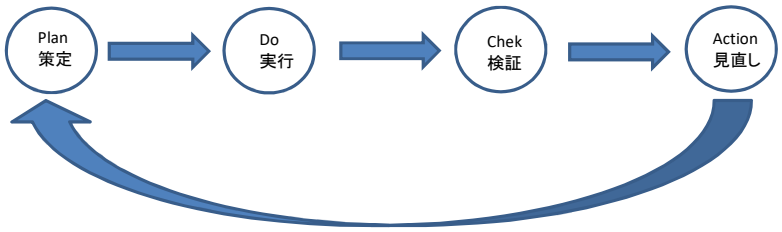

SDGsのゴール	6　安全な水とトイレを世界中に

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

公共下水道事業

（税抜き）　　（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度〔決算 見込〕	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)			329,516	358,294	359,343	363,245	365,411	363,505	361,224	357,428	352,268	346,088
		(1) 料金収入			329,365	328,846	332,135	335,455	337,133	335,447	333,099	329,768	324,492	318,002
		(2) 受託工事収益 (B)												
		(3) その他			151	29,448	27,208	27,790	28,278	28,058	28,125	27,660	27,776	28,086
		2．営業外収益			360,866	377,825	296,476	297,598	302,040	311,928	320,901	317,735	317,644	322,720
		(1) 補助金			133,468	145,458	89,983	91,200	92,602	98,758	104,859	105,083	109,569	117,347
		他会計補助金			133,468	145,458	89,983	91,200	92,602	98,758	104,859	105,083	109,569	117,347
		その他補助金												
		(2) 長期前受金戻入			227,396	232,364	206,490	206,395	209,435	213,167	216,039	212,649	208,072	205,370
		(3) その他			2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		収入計 (C)			690,382	736,119	655,819	660,843	667,451	675,433	682,125	675,163	669,912	668,808
	収益的支出	1．営業費用			655,738	692,548	615,457	621,672	630,263	640,163	648,520	644,045	640,737	641,172
		(1) 職員給与費			17,725	16,577	16,577	16,577	16,577	16,577	16,577	16,577	16,577	16,577
		基本給			8,556	7,941	7,941	7,941	7,941	7,941	7,941	7,941	7,941	7,941
		退職給付費			1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		その他			7,869	7,336	7,336	7,336	7,336	7,336	7,336	7,336	7,336	7,336
		(2) 経費			180,646	207,909	176,613	178,035	179,471	180,918	182,377	183,849	185,332	186,829
		動力費			43,487	41,977	42,187	42,398	42,610	42,823	43,037	43,252	43,468	43,685
		修繕費			16,582	45,680	13,099	13,492	13,897	14,314	14,743	15,185	15,641	16,110
		材料費			938	973	978	983	988	993	998	1,003	1,008	1,013
		その他			119,639	119,279	120,349	121,162	121,976	122,788	123,599	124,409	125,215	126,021
		(3) 減価償却費			457,367	468,062	422,267	427,060	434,215	442,668	449,566	443,619	438,828	437,766
		2．営業外費用			44,985	43,116	39,907	38,716	36,733	34,815	33,150	30,663	28,720	27,181
		(1) 支払利息			44,469	42,271	39,362	38,171	36,188	34,270	32,605	30,118	28,175	26,636
		(2) その他			516	845	545	545	545	545	545	545	545	545
		支出計 (D)			700,723	735,664	655,364	660,388	666,996	674,978	681,670	674,708	669,457	668,353
	経常損益 (C)-(D) (E)				△ 10,341	455	455	455	455	455	455	455	455	455
特別利益 (F)					12,665									
特別損失 (G)					42,334	455	455	455	455	455	455	455	455	455
特別損益 (F)-(G) (H)					△ 29,669	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455	△ 455
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)					△ 40,010									
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)					△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010	△ 40,010
流動資産 (J)					57,847	57,804	58,078	58,355	58,494	58,354	58,158	57,881	57,441	56,900
		うち未収金			31,247	31,204	31,478	31,755	31,894	31,754	31,558	31,281	30,841	30,300
流動負債 (K)					292,795	292,068	301,022	295,863	284,274	272,864	259,648	248,243	236,553	221,095
		うち建設改良費分			266,524	265,797	274,751	269,592	258,003	246,593	233,377	221,972	210,282	194,824
		うち一時借入金												
		うち未払金			26,271	26,271	26,271	26,271	26,271	26,271	26,271	26,271	26,271	26,271
累積欠損金比率（ (I)/((A)-(B)) ×100 ）														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)					329,516	358,294	359,343	363,245	365,411	363,505	361,224	357,428	352,268	346,088
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)					329,516	358,294	359,343	363,245	365,411	363,505	361,224	357,428	352,268	346,088
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)														

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

公共下水道事業

（税込み）　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度		前々年度（決算）	前年度（決算／見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支 資本的収入	1. 企業債			195,300	115,800	306,400	166,700	154,200	152,900	24,000	74,000	100,300	139,600
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金			16,698	37,860	31,267	57,629	50,338	35,222	32,379	23,395	19,899	17,036
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金			32,498									
	5. 他会計借入金												
	6. 国（都道府県）補助金			174,350	72,200	229,540	139,750	129,200	128,900	1,070	52,110	79,200	119,663
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金			3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	9. その他												
	計 (A)			421,846	228,860	570,207	367,079	336,738	320,022	60,449	152,505	202,399	279,299
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)			421,846	228,860	570,207	367,079	336,738	320,022	60,449	152,505	202,399	279,299
資本的支出	1. 建設改良費			400,285	208,320	556,652	328,072	305,972	305,372	49,722	151,797	206,187	286,897
	うち職員給与費			16,253	16,772	16,772	16,772	16,772	16,772	16,772	16,772	16,772	16,772
	2. 企業債償還金			251,579	266,524	265,797	274,751	269,592	258,003	246,593	233,377	221,972	210,282
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他			644	319	622	268	250	432	315	418	1,300	320
	計 (D)			652,508	475,163	823,071	603,091	575,814	563,807	296,630	385,592	429,459	497,499
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)				230,662	246,303	252,864	236,012	239,076	243,785	236,181	233,087	227,060	218,201
補塡財源	1. 損益勘定留保資金			197,954	235,698	215,777	220,665	224,780	229,501	233,527	225,784	217,195	204,767
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他			32,708	10,605	37,087	15,347	14,296	14,284	2,654	7,303	9,865	13,434
	計 (F)			230,662	246,303	252,864	236,012	239,076	243,785	236,181	233,087	227,060	218,201
補塡財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)				3,457,937	3,307,213	3,347,816	3,239,765	3,124,373	3,019,270	2,796,677	2,637,300	2,515,628	2,444,946

○他会計繰入金　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算／見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分			133,468	174,825	117,070	118,539	120,129	126,565	132,903	132,622	136,894	144,682
うち基準内繰入金			133,468	174,825	117,070	118,539	120,129	126,565	132,903	132,622	136,894	144,682
うち基準外繰入金												
資本的収支分			49,196	37,860	31,267	57,629	50,338	35,222	32,379	23,395	19,899	17,036
うち基準内繰入金			22,203	23,085	23,967	24,671	25,377	26,436	25,812	23,395	19,899	17,036
うち基準外繰入金			26,993	14,775	7,300	32,958	24,961	8,786	6,567			
合計			182,664	212,685	148,337	176,168	170,467	161,787	165,282	156,017	156,793	161,718